

平成28年度群馬県社会福祉協議会社会福祉振興基金補助金申請要領

1 趣旨

この要領は、県内民間社会福祉事業に対し必要な援助を行うことにより、社会福祉活動の健全な発展を図り、もって県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 補助金交付対象団体

以下の全ての条件を満たす団体

- (1) 県内に所在地を持つ本会会員団体
- (2) 県内全域を活動範囲として設立された社会福祉団体を原則とし、法人化されていない団体も対象とする。
- (3) 申請時に1年以上の活動実績がある団体

3 補助金交付対象事業

- (1) 各団体が当番県として実施する全国大会又は関東ブロック大会
- (2) 群馬県内の福祉推進等のために必要な事業
- (3) 各団体が実施する自主事業で、かつ、この補助金の交付を受けなければ実施が困難な事業
- (4) 申請は、1団体につき1件を上限とする。
当番県として実施する全国大会・関東ブロック大会は除く。

4 補助金対象外事業

- (1) 収益を目的とする事業
- (2) 調査研究事業
- (3) 第三者に資金交付を目的とした事業
- (4) 外部委託が総事業の1/2以上を占める事業

5 補助金額

平成28年度における補助金総額は、基金運用益を原資に約1,000万円程度とする。

補助金は、原則として、下記の通りとし、総事業費1/2以上の自主財源を使用すること。

- (1) 全国大会・関東ブロック大会
全国大会 上限15万円、関東ブロック大会 上限10万円
- (2) 新規事業 上限30万円
- (3) 継続事業 上限20万円
3年を超えた継続事業については、前年度補助金の8割を上限とする。

6 事業計画書の提出

補助金交付を希望する団体は、「社会福祉法人群馬県社会福祉協議会社会福祉振興基金補助金交付要綱」による別添様式ア「補助事業計画書」を1部作成の上、平成26年度決算書（貴団体全体の収支決算書）を添付し、平成28年1月22日（金）までに本会総務企画課に提出する。

7 補助事業計画書（様式ア）作成の留意事項

- (1) 同事業に対して3年以上連続して補助金交付を受けている団体は、事業計画、内容等を再検討（既に初期の目的を達成した事業については、廃止も検討）し、事業計画を作成すること。
- (2) 対象経費について
 - ア 会議等における飲食費等、主に実施主体構成員が消費する経費は原則対象外とする。
 - イ 消耗品費、通信運搬費、光熱水費のうち団体等の運営費に該当する経費は対象外とする。
- (3) 支出予定額内訳書の積算内訳欄は、積算単価、数量等を記入のこと。

8 補助内示

補助交付希望団体への補助内示は、事業計画書を精査し、平成28年3月31日までに本会より行う予定。

9 補助事業実施方法

当該補助事業実施方法については、「社会福祉法人群馬県社会福祉協議会社会福祉振興基金補助金交付要綱」によるが、事業実施に伴う印刷物等に「社会福祉振興基金補助により作成」と明記すること。

又、補助金事業実績報告書は、補助団体全体の収支決算書を添付することとなっているが、当該補助事業が終了し、補助金の交付を希望する団体は、当該補助事業の収支計算書を添付し、年度終了後に補助団体全体の収支決算書を提出のこと。

